

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年９月５日（令和５年（行情）諮問第７８２号及び同第７８３号）、令和６年１月２５日（令和６年（行情）諮問第７７号）、同年５月１６日（同第５６６号ないし同第５６８号）及び同年１０月２４日（同第１１４７号ないし同第１１５４号）

答申日：令和８年９月１１日（令和８年度（行情）答申第５５３号ないし同第５６６号）

事件名：特定日の「国家安全保障会議の内容等についての会見」に関する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定日の「国家安全保障会議の内容等についての会見」に関する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書等のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書等のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書等のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」

とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」

とされた文書等の一部開示決定に関する件

総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」

とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書 1」ないし「本件請求文書 1 4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の 2 に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 6 9 2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表 2 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく各開示請求に対し、令和 4 年 1 月 2 1 日付け防官文第 9 2 6 号、同年 3 月 2 9 日付け同第 5 9 4 5 号、同年 6 月 6 日付け同第 1 0 9 8 7 号、同年 8 月 8 日付け同第 1 5 4 1 3 号、同年 1 1 月 1 日付け同第 2 0 6 7 0 号、同年 1 2 月 8 日付け同第 2 2 9 8 6 号、令和 5 年 1 月 5 日付け同第 3 2 号、同年 2 月 1 日付け同第 1 7 2 7 号、同年 3 月 1 5 日付け同第 5 3 7 9 号、同年 5 月 1 6 日付け同第 1 0 6 5 9 号、同月 2 5 日付け同第 1 1 3 0 5 号、同年 7 月 6 日付け同第 1 4 8 7 9 号、同年 8 月 2 日付け同第 1 6 7 8 8 号、同年 1 0 月 6 日付け同第 2 0 7 6 5 号、同月 1 9 日付け同第 2 1 7 9 6 号、同年 1 2 月 1 3 日付け同第 2 5 2 3 8 号、令和 6 年 2 月 1 4 日付け同第 2 6 3 2 号、同月 2 0 日付け同第 3 0 8 3 号、同年 4 月 1 8 日付け同第 9 6 4 8 号、同年 6 月 1 9 日付け同第 1 4 3 1 6 号及び同年 7 月 1 8 日付け同第 1 6 8 1 3 号ないし同第 1 6 8 2 0 号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分 1」ないし「原処分 2 8」といい、併せて「原処分」と

いう。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分1、原処分2、原処分4、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13、原処分14、原処分17、原処分19及び原処分20について

アないしキ (略)

- (2) 原処分3について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イないしオ (略)

- (3) 原処分6、原処分8、原処分10及び原処分12について

アないしエ (略)

オ 上記(2)アと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

ケ (略)

- (4) 原処分15について

アないしエ (略)

オ 上記(3)アと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

ケ (略)

- (5) 原処分16について

アないしカ (略)

- (6) 原処分18及び原処分21ないし原処分28について

アないしエ (略)

オ 上記(2)アと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分6について（令和6年（行情）諮問第566号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8、文書109、文書293ないし文書303及び文書679を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年1月21日付け防官文第926号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年12月8日付け防官文第22986号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2ないし文書8、文書109、文書293ないし文書303及び文書679について、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年3か月及び約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

アないしカ (略)

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分6においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書の一部が同条3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク (略)

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書1に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分6を維持することが妥当である。

2 原処分2及び原処分8について（令和6年（行情）諮問第567号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書2ないし文書24、文書109ないし文書116、文書134、文書135、文書293ないし文書320、文書395ないし文書399及び文書680を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年3月29日付け防官文第5945号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書5について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和5年2月1日付け防官文第1727号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2ないし文書4、文書6ないし文書24、文書109ないし文書116、文書134、文書135、文書293ないし文書320、文書395ないし文書399及び文書680について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件各審査請求は、原処分2及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年1か月及び約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分8において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア ないしカ （略）

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分8においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書2に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分8を維持することが妥当である。

3 原処分3及び原処分10について（令和5年（行情）諮問第782号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書2ないし文書4、文書6ないし文書39、文書109ないし文書116、文書134ないし文書149、文書293ないし文書336、文書395ないし文書434及び文書681を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年6月6日付け防官文第10987号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書6について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和5年5月16日付け防官文第10659号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2ないし文書4、文書7ないし文書39、文書109ないし文書116、文書134ないし文書149、文書293ないし文書336、文書395ないし文書434及び文書681について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件各審査請求は、原処分3及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分10において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分10においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該

当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ ないしケ （略）

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書３に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分３及び原処分１０を維持することが妥当である。

４ 原処分４及び原処分１２について（令和５年（行情）諮問第７８３号）

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書４の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書２ないし文書４、文書７ないし文書５２、文書１０９ないし文書１２２、文書１３４ないし文書１５３、文書２９３ないし文書３６４、文書３９５ないし文書４４９及び文書６８２を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和４年８月８日付け防官文第１５４１３号により、本件対象文書のうち、別紙の２に掲げる文書７について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分４）を行った後、令和５年７月６日付け防官文第１４８７９号により、本件対象文書のうち、別紙の２に掲げる文書２ないし文書４、文書８ないし文書５２、文書１０９ないし文書１２２、文書１３４ないし文書１５３、文書２９３ないし文書３６４、文書３９５ないし文書４４９及び文書６８２について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１２）を行った。

本件各審査請求は、原処分４及び原処分１２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分１２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア ないしカ （略）

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１２においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分に

については開示している。

ク (略)

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書4に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分4及び原処分12を維持することが妥当である。

5 原処分5及び原処分15について（令和6年（行情）諮問第77号）

（1）経緯

ア 本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書2ないし文書4、文書8ないし文書61、文書109ないし文書127、文書134ないし文書154、文書293ないし文書387、文書395ないし文書476及び文書683を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年11月1日付け防官文第20670号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書4について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和5年10月19日付け防官文第21796号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2、文書3、文書8ないし文書61、文書109ないし文書127、文書134ないし文書154、文書293ないし文書387、文書395ないし文書476及び文書683について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分15）を行った。

本件各審査請求は、原処分5及び原処分15に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分15において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

アないしカ （略）

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１５においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書５に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分５及び原処分１５を維持することが妥当である。

6 原処分７及び原処分１８について（令和６年（行情）諮問第５６８号）

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書６の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書２、文書３、文書８ないし文書７８、文書１０９ないし文書１６３、文書１６６ないし文書１８９、文書２９３ないし文書３８７、文書３９５ないし文書４９０及び文書６８４を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１月５日付け防官文第３２号により、本件対象文書のうち、別紙の２に掲げる文書３について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分７）を行った後、令和６年２月２０日付け防官文第３０８３号により、本件対象文書のうち、別紙の２に掲げる文書２、文書８ないし文書７８、文書１０９ないし文書１６３、文書１６６ないし文書１８９、文書２９３ないし文書３８７、文書３９５ないし文書４９０及び文書６８４について、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１８）を行った。

本件各審査請求は、原処分７及び原処分１８に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分７に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年３か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

原処分１８において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(３) 審査請求人の主張について

ア ないしキ (略)

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１８においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記(２)のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書６に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分７及び原処分１８を維持することが妥当である。

７ 原処分９及び原処分２１について（令和６年（行情）諮問第１１４７号）

(１) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書７の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書２、文書８ないし文書６７８及び文書６８５を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年３月１５日付け防官文第５３７９号により、文書２について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分９）を行った後、令和６年７月１８日付け防官文第１６８１３号により、文書８ないし文書６７８及び文書６８５について、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２１）を行った。

本件各審査請求は、原処分９及び原処分２１に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分９に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年５か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(２) 法５条該当性について

原処分２１において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別

表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(３) 審査請求人の主張について

ア ないしキ (略)

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２１においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記(２)のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書７に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分９及び原処分２１を維持することが妥当である。

８ 原処分１１及び原処分２２について（令和６年（行情）諮問第１１４８号）

(１) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書８の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書８ないし文書６７８及び文書６８６を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年５月２５日付け防官文第１１３０５号により、文書１１について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分１１）を行った後、令和６年７月１８日付け防官文第１６８１４号により、文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書６７８及び文書６８６について、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２２）を行った。

本件各審査請求は、原処分１１及び原処分２２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(２) 法５条該当性について

原処分１１において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別

表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(３) 審査請求人の主張について

ア ないしキ (略)

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２２においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記(２)のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書８に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１１及び原処分２２を維持することが妥当である。

９ 原処分１３及び原処分２３について（令和６年（行情）諮問第１１４９号）

(１) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書９の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書６７８及び文書６８７を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年８月２日付け防官文第１６７８８号により、文書１５について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分１３）を行った後、令和６年７月１８日付け防官文第１６８１５号により、文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書１４、文書１６ないし文書６７８及び文書６８７について、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２３）を行った。

本件各審査請求は、原処分１３及び原処分２３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１３に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年１か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(２) 法５条該当性について

原処分 2 3 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表 1 のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないし キ (略)

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 2 3 においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 (2) のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書 9 に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 1 3 及び原処分 2 3 を維持することが妥当である。

1 0 原処分 1 4 及び原処分 2 4 について (令和 6 年 (行情) 諮問第 1 1 5 0 号)

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書 1 0 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 8 8 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 1 0 月 6 日付け防官文第 2 0 7 6 5 号により、文書 1 7 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分 (原処分 1 4) を行った後、令和 6 年 7 月 1 8 日付け防官文第 1 6 8 1 6 号により、文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書 1 8 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 8 8 について、法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2 4) を行った。

本件各審査請求は、原処分 1 4 及び原処分 2 4 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法 5 条該当性について

原処分 2 4 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表 1 のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしキ (略)

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分24においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書10に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分14及び原処分24を維持することが妥当である。

1.1 原処分16及び原処分25について（令和6年（行情）諮問第1151号）

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書11の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書8ないし文書10、文書12ないし文書14、文書16、文書18ないし文書678及び文書689を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年12月13日付け防官文第25238号により、文書27について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分16）を行った後、令和6年7月18日付け防官文第16817号により、文書8ないし文書10、文書12ないし文書14、文書16、文書18ないし文書26、文書28ないし文書678及び文書689について、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分25）を行った。

本件各審査請求は、原処分16及び原処分25に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分25において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしカ (略)

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障

が生じない部分について開示を求めるが、原処分 2 5 においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書 1 1 に係る行政文書は保有していない。

コ （略）

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 1 6 及び原処分 2 5 を維持することが妥当である。

1 2 原処分 1 7 及び原処分 2 6 について（令和 6 年（行情）諮問第 1 1 5 2 号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書 1 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書 1 8 ないし文書 2 6、文書 2 8 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 9 0 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 6 年 2 月 1 4 日付け防官文第 2 6 3 2 号により、文書 3 1 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分（原処分 1 7）を行った後、令和 6 年 7 月 1 8 日付け防官文第 1 6 8 1 8 号により、文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書 1 8 ないし文書 2 6、文書 2 8 ないし文書 3 0、文書 3 2 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 9 0 について、法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2 6）を行った。

本件各審査請求は、原処分 1 7 及び原処分 2 6 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（2）法 5 条該当性について

原処分 2 6 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表 1 のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア ないしカ （略）

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 2 6 においては、本

件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分17及び原処分26を維持することが妥当である。

13 原処分19及び原処分27について（令和6年（行情）諮問第1153号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書13の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書8ないし文書10、文書12ないし文書14、文書16、文書18ないし文書26、文書28ないし文書30、文書32ないし文書678及び文書691を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年4月18日付け防官文第9648号により、文書34について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分19）を行った後、令和6年7月18日付け防官文第16819号により、文書8ないし文書10、文書12ないし文書14、文書16、文書18ないし文書26、文書28ないし文書30、文書32、文書33、文書35ないし文書678及び文書691について、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分27）を行った。

本件各審査請求は、原処分19及び原処分27に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（2）法5条該当性について

原処分27において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

アないしオ （略）

カ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書13に係る行政文書は保有していない。

キ （略）

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２７においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ （略）

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１９及び原処分２７を維持することが妥当である。

１４ 原処分２０及び原処分２８について（令和６年（行情）諮問第１１５４号）

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書１４の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書１４、文書１６、文書１８ないし文書２６、文書２８ないし文書３０、文書３２、文書３３、文書３５ないし文書６７８及び文書６９２を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和６年６月１９日付け防官文第１４３１６号により、文書４０について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分２０）を行った後、令和６年７月１８日付け防官文第１６８２０号により、文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書１４、文書１６、文書１８ないし文書２６、文書２８ないし文書３０、文書３２、文書３３、文書３５ないし文書３９、文書４１ないし文書６７８及び文書６９２について、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２８）を行った。

本件各審査請求は、原処分２０及び原処分２８に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分２０において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア ないしカ （略）

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２８においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱

書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク (略)

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書14に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分20及び原処分28を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和5年9月5日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第782号及び同第783号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月27日 | 審議（同上） |
| ④ 令和6年1月25日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第77号） |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ 同年2月16日 | 審議（同上） |
| ⑦ 同年5月16日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第566号ないし同第568号） |
| ⑧ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑨ 同月31日 | 審議（同上） |
| ⑩ 同年10月24日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1147号ないし同第1154号） |
| ⑪ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑫ 同年11月21日 | 審議（同上） |
| ⑬ 令和8年9月7日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、令和5年（行情）諮問第782号、同第783号、令和6年（行情）諮問第77号、同第566号ないし同第568号及び同第1147号ないし同第1154号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分１ないし原処分５、原処分７、原処分９、原処分１１、原処分１３、原処分１４、原処分１６、原処分１７、原処分１９及び原処分２０に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該各処分に係る判断はしない。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

(１) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」

(２０２１年１０月１９日)〕に関して行政文書ファイル等につづられた文書」の開示を求めている点で共通しており、本件請求文書１に係る開示請求書には、「【裏面をご参照下さい】」と記載の上、国家安全保障会議の内容等についての会見に係るインターネット記事が添付されていたことから、同記事に記載のある国家安全保障戦略等の改定に関する文書の開示を求めているものと解し、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の３のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(２) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(１)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

(１) 別表１の番号１、番号１２及び番号１５に掲げる不開示部分について当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められ

る。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、番号1については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2及び番号17に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国会議員の質問の趣旨や理由及び国会議員の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国会議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、番号2については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分であると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書きイに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人について、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことか

ら、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム等における案件、出席者及び資料の準備対応要領等に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分に記載された情報は、政党とのやり取りや当該政党から公開を前提とせず入手した内容を基に防衛省において整理し、記載したものであり、これを一方的に公にすると、当該政党との信頼関係が損なわれ、必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、当該政党との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号5及び番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家防衛戦略及び防衛力整備計画等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、我が国の国家防衛戦略等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心事項や論点、我が国の防衛体制等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において当該不開示部分を見分したところ、国家防衛戦略等に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心や防衛体制等が推察され、敵対

する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法５条３号に該当し、同条５号及び６号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(６) 別表１の番号７及び番号１６に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに防衛力整備計画に関する関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、防衛省において作成した防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法５条５号に該当し、番号７については、同条３号及び６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(７) 別表１の番号８及び番号９に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省及び自衛隊の情勢判断並びに防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたこと

は妥当である。

(8) 別表1の番号10及び番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛省内における防衛力強化に係る審議、検討又は協議に関する情報が記載されていると認められる。

ア 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表1の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

イ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、防衛省内における審議又は検討に関する未確定の情報が公になることにより、今後の同様の検討に際して率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、番号10については、同条3号について判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号13に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容及び意見の詳細等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものである。

当該不開示部分を公にすれば、検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ これを検討するに、意見交換会の開催趣旨及び運営方法等を踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、当該不開示部分のうち、文書406の1枚目ないし7枚目の各1行目については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されており、また、文書455の2枚目については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する機関等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められることから、当該部分を公にしたとしても、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもない。したがって、別表2に掲げる部分は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 別表1の番号14に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定有識者の随行者の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表1の番号18に掲げる不開示部分について

ア 当該文書を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該文書は、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する政府内における具体的な検討の経緯や結果が記載された文書であり、いずれも公表していない。

当該文書は、その件名を含め、これを公にすれば、我が国の将来の防衛力強化に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措

置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障が生じるおそれがある。したがって、本件各開示請求においては、当該文書の全てを不開示とした。

イ 当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書には、将来の防衛力強化に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や課題等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照ください】
- (2) 本件請求文書 2 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第926号(2021.11.22-本本B1771)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2021.11.22-本本B1771)の後に綴られた文書の全て。
- (3) 本件請求文書 3 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第5945号(2022.2.1-本本B2386)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.2.1-本本B2386)の後に綴られた文書の全て。
- (4) 本件請求文書 4 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第10987号(2022.4.5-本本B60)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.4.5-本本B60)の後に綴られた文書の全て。
- (5) 本件請求文書 5 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第15413号(2022.6.14-本本B502)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.6.14-本本B502)の後に綴られた文書の全て。
- (6) 本件請求文書 6 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第20670号

(2022. 9. 6一本本B1457)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022. 9. 6一本本B1457)の後に綴られた文書の全て。

- (7) 本件請求文書7 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第32号(2022. 11. 8一本本B1894)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022. 11. 8一本本B1894)の後に綴られた文書の全て(ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く)。
- (8) 本件請求文書8 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第5379号(2023. 1. 17一本本B2398)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2023. 1. 17一本本B2398)の後に綴られた文書の全て(ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く)。
- (9) 本件請求文書9 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第11305号(2023. 3. 28一本本B3324)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2023. 3. 28一本本B3324)の後に綴られた文書の全て(ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く)。
- (10) 本件請求文書10 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021年10月19日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第16788号(2023. 6. 6一本本B434)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2023. 6. 6一本本B434)の後に綴られた文書の全て(ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く)。
- (11) 本件請求文書11 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」

（２０２１年１０月１９日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第２０７６５号（２０２３．８．８－本本Ｂ１１１９）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（２０２３．８．８－本本Ｂ１１１９）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

（１２）本件請求文書１２ 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（２０２１年１０月１９日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第２５２３８号（２０２３．１０．１７－本本Ｂ１５０２）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（２０２３．１０．１７－本本Ｂ１５０２）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

（１３）本件請求文書１３ 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（２０２１年１０月１９日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第２６３２号（２０２３．１２．１９－本本Ｂ１９７７）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（２０２３．１２．１９－本本Ｂ１９７７）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

（１４）本件請求文書１４ 総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（２０２１年１０月１９日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第９６４８号（２０２４．２．２０－本本Ｂ２３６２）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（２０２４．２．２０－本本Ｂ２３６２）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

２ 本件対象文書

文書１ 令和３年１０月２６日（火） 大臣会見想定

文書２ 令和３年１０月１２日（火） 記者実問

文書3 令和3年10月15日(金) 報道等関連想定
 文書4 令和3年10月26日(火) 記者実問
 文書5 令和3年11月2日(火) 幹事社問
 文書6 令和3年11月10日(水) 幹事社問
 文書7 令和3年11月12日(金) 報道等関連想定
 文書8 2021.11.19 想定 (1)(2)
 文書9 令和3年11月26日(金) 大臣「文藝春秋」想定 問2
 文書10 令和3年12月3日(金) 報道等関連想定
 文書11 令和3年12月7日(火) 記者実問
 文書12 令和3年12月13日(月) 大臣「朝雲新聞」想定 問1
 文書13 (対総理)12月15日 衆・予算委 前原 誠司君 想定問
 5
 文書14 (大臣用)令和3年12月15日(水) 衆・予算委 前原
 誠司君(国民) 想定問4
 文書15 令和3年12月21日(火) 幹事社問
 文書16 令和3年12月23日(木) 大臣沖縄2紙インタビュー想定
 問4
 文書17 令和3年12月28日(火) 幹事社問
 文書18 (対総理)1月19日 衆・本会議 梶山 弘志君 問3
 文書19 (対総理)1月19日 衆・本会議 泉 健太君 問21
 文書20 (対総理)1月21日 参・本会議 宇都 隆史君 問14
 文書21 (対総理)1月26日 衆・予算委 中谷 真一君 問4
 文書22 (大臣用)令和4年1月26日(水) 衆・予算委 中谷 真
 一君(自民) 問2
 文書23 (大臣用)令和4年1月26日(水) 衆・予算委 中谷 真
 一君(自民) 問4
 文書24 令和4年1月26日(水) 報道等関連想定
 文書25 令和4年2月2日(水) 報道等関連想定
 文書26 令和4年2月4日(金) 大臣「プライムニュース」想定 問
 14
 文書27 令和4年2月10日(木) 幹事社問
 文書28 (大臣用)令和4年2月16日(水) 衆・予算委(第1分科
 会) 鈴木 英敬君(自民) 問1
 文書29 (対総理)2月18日 衆・予算委 岩屋 毅君 問6
 文書30 (大臣用)令和4年2月18日(金) 衆・予算委 岩屋 毅
 君(自民) 問1
 文書31 令和4年3月1日(火) 記者実問
 文書32 (対総理)3月2日 参・予算委 石井 苗子君 問6

文書 3 3 (大臣用) 令和 4 年 3 月 2 日 (水) 参・予算委 石井 苗子
 君 (維新) 問 3
 文書 3 4 令和 4 年 3 月 4 日 (金) 記者実問
 文書 3 5 (大臣用) 令和 4 年 3 月 1 5 日 (火) 衆・安保委 徳永 久
 志君 (立民) 問 1 0
 文書 3 6 (秘書官手持ち用) 令和 4 年 3 月 2 2 日 (火) 参・予算委
 福山 哲郎君 (立民) 想定問
 文書 3 7 (秘書官手持ち用) 令和 4 年 3 月 2 4 日 (木) 参・外防委
 田島 麻衣子君 (立憲) 問 3
 文書 3 8 (大臣用) 令和 4 年 3 月 2 4 日 (木) 参・外防委 伊波 洋
 一君 (沖縄) 問 1 2
 文書 3 9 令和 4 年 4 月 4 日 (月) 大臣 共同通信 想定 問 1
 文書 4 0 令和 4 年 4 月 1 2 日 (火) 幹事社問
 文書 4 1 令和 4 年 4 月 2 2 日 (金) 幹事社問
 文書 4 2 (大臣用) 令和 4 年 4 月 2 6 日 (火) 衆・安保委 堀井 健
 智君 (維新) 問 8
 文書 4 3 令和 4 年 4 月 2 8 日 (木) 幹事社問
 文書 4 4 令和 4 年 5 月 1 0 日 (火) 報道等関連想定
 文書 4 5 令和 4 年 5 月 2 4 日 (火) 報道等関連想定
 文書 4 6 (対総理) 5 月 2 6 日 衆・予算委 小野寺 五典君 問 2
 文書 4 7 (大臣用) 令和 4 年 5 月 2 6 日 (木) 衆・予算委 小野寺
 五典君 (自民) 問 2
 文書 4 8 (大臣用) 令和 4 年 5 月 2 7 日 (金) 衆・予算委 足立 康
 史君 (維新) 問 2
 文書 4 9 (対総理) 5 月 3 0 日 参・予算委 小西 洋之君 問 8
 文書 5 0 (大臣用) 令和 4 年 5 月 3 0 日 (月) 参・予算委 小西 洋
 之君 (立憲) 問 1
 文書 5 1 (大臣用) 令和 4 年 6 月 2 日 (木) 参・外防委 田島 麻衣
 子君 (立憲) 問 6
 文書 5 2 (防衛政策局長手持ち用) 令和 4 年 6 月 2 日 (木) 参・外防
 委 田島 麻衣子君 (立憲) 問 6 更問
 文書 5 3 令和 4 年 6 月 1 6 日 (木) 大臣 英エコノミスト 想定 問
 2
 文書 5 4 令和 4 年 6 月 2 9 日 (水) 報道官 N P R 想定 問 4
 文書 5 5 令和 4 年 6 月 2 9 日 (水) 報道官 N P R 想定 問 5
 文書 5 6 令和 4 年 8 月 1 0 日 (水) 幹事社問
 文書 5 7 令和 4 年 8 月 1 0 日 (水) 記者実問
 文書 5 8 令和 4 年 8 月 2 9 日 (月) 防衛記者会共同インタビュー 問

(産経新聞①)

- 文書59 令和4年8月29日(月) 防衛記者会共同インタビュー 問
(日本テレビ①)
- 文書60 令和4年9月2日(金) 報道等関連想定
- 文書61 令和4年9月6日(火) 大臣 日経新聞 想定 問1
- 文書62 令和4年9月9日(金曜日) 記者実問
- 文書63 令和4年9月13日(火曜日) 報道等関連想定
- 文書64 令和4年9月22日(木曜日) 報道等関連想定
- 文書65 令和4年9月26日(月曜日) 報道等関連想定
- 文書66 令和4年9月30日(金曜日) 記者実問
- 文書67 令和4年10月3日(月曜日) 記者実問
- 文書68 (対総理) 10月5日 衆・本会議 上川 陽子君 問19
- 文書69 (対総理) 10月7日 参・本会議 牧野 たかお君 問10
- 文書70 令和4年10月14日(金曜日) 幹事社問
- 文書71 令和4年10月14日(金曜日) 記者実問
- 文書72 (大臣用) 令和4年10月17日(月) 衆・予算委 小林鷹
之君(自民) 問
- 文書73 令和4年10月18日(火曜日) 記者実問
- 文書74 令和4年10月21日(金曜日) 幹事社質問
- 文書75 令和4年10月21日(金曜日) 記者実問
- 文書76 令和4年10月21日(金) 報道等関連想定
- 文書77 (対総理) 10月24日 衆・予算委 守島 正君 問4
- 文書78 (大臣用) 令和4年10月24日(月) 衆・予算委 守島
正君(維新) 問
- 文書79 (大臣用) 令和4年11月10日(木) 参・外防委 山添
拓君(共産) 問6
- 文書80 令和4年11月11日(金) 報道等関連想定
- 文書81 (政府参考人用) 令和4年11月14日(月) 参・行政監視
委 水野 素子君(立憲) 問2
- 文書82 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 羽田
次郎 君(立憲) 問3
- 文書83 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問8
- 文書84 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問13
- 文書85 (大臣用) 令和4年11月22日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問2
- 文書86 (大臣用) 令和4年11月22日(火) 参・外防委 小西

洋之君（立憲） 問 9
 文書 8 7 令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金曜日） 幹事社問
 文書 8 8 令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火曜日） 報道等関連想定
 文書 8 9 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 1 日（木） 参・予算委 田村 智
 子君（共産） 問 4
 文書 9 0 （対総理）1 2 月 2 日 参・予算委（締総） 福島 みずほ君
 問 2
 文書 9 1 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 2 日（金） 参・予算委（締総）
 福島 みずほ君（立憲） 問 1
 文書 9 2 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋
 之君（立憲） 問 1
 文書 9 3 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋
 之君（立憲） 問 1 6
 文書 9 4 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋
 之君（立憲） 問 1 8
 文書 9 5 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 山添 拓
 君（共産） 問 3
 文書 9 6 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 記者実問 1
 文書 9 7 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 報道等関連想定 1
 文書 9 8 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 長島 昭
 久 君（自民） 問 1
 文書 9 9 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 渡辺 周
 君（立憲） 問 6
 文書 1 0 0 （政府参考人用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委
 渡辺 周君（立憲） 問 1 5
 文書 1 0 1 令和 4 年 1 2 月 9 日（金曜日） 記者実問
 文書 1 0 2 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火曜日） 幹事社問
 文書 1 0 3 令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金曜日） 報道等関連想定
 文書 1 0 4 令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金曜日） 念のため想定
 文書 1 0 5 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答
 弁書（一問一答）
 文書 1 0 6 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答
 弁書
 文書 1 0 7 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答
 弁書（説明要旨）
 文書 1 0 8 参 8 2 参議院議員小西洋之君提出 反撃能力に関する質問
 に対する答弁書 参考資料集
 文書 1 0 9 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画（防衛省） 1

文書 1 1 0 国家安全保障戦略等の改定の必要性について
 文書 1 1 1 我が国の国家安全保障政策に関する体系
 文書 1 1 2 我が国の防衛政策（防衛省）
 文書 1 1 3 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画（防衛省） 2
 文書 1 1 4 いわゆる「敵基地攻撃」について（令和 3 年 1 2 月 防衛
 省） 1
 文書 1 1 5 総理所信表明演説（抜粋）等
 文書 1 1 6 いわゆる「敵基地攻撃」について（令和 3 年 1 2 月 防衛
 省） 2
 文書 1 1 7 我が国の防衛政策（令和 4 年 5 月 防衛省）
 文書 1 1 8 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について
 （令和 4 年 4 月 内閣官房 防衛省） 1
 文書 1 1 9 国家安全保障戦略について（平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 国家
 安全保障会議決定 閣議決定）
 文書 1 2 0 平成 3 1 年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成 3 0
 年 1 2 月 1 8 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）
 文書 1 2 1 中期防衛力整備計画（平成 3 1 年度～平成 3 5 年度）につい
 て（平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 国家安全保障会議決定 閣議決
 定）
 文書 1 2 2 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画（防衛省） 3
 文書 1 2 3 我が国の防衛政策（令和 4 年 7 月 防衛省）
 文書 1 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
 換の実施
 文書 1 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する意見交換
 文書 1 2 6 令和 5 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針につい
 て（令和 4 年 7 月 2 9 日 閣議了解）
 文書 1 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定（令和 4 年 8 月 2 6 日 防
 衛省）
 文書 1 2 8 新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の
 策定
 文書 1 2 9 我が国の防衛政策（令和 4 年 9 月 防衛省）
 文書 1 3 0 説明資料（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
 文書 1 3 1 我が国の防衛政策（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
 文書 1 3 2 岸田総理 所信表明演説（令和 4 年 1 0 月 3 日）（抜粋）
 文書 1 3 3 説明資料
 文書 1 3 4 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の位置づ
 けについて（令和 3 年 1 2 月 内閣官房 防衛省）
 文書 1 3 5 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について

- (令和4年1月 内閣官房 防衛省)
- 文書136 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の意義と位置づけについて(令和4年2月 内閣官房 防衛省)
- 文書137 【参考】大綱「別表」の推移
- 文書138 宇宙・サイバー・電磁波に関する取組の状況(令和4年2月 防衛省)
- 文書139 日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」のさらなる推進について(令和4年3月 防衛省)
- 文書140 地域コミュニティとの連携(令和4年3月 地方協力局)
- 文書141 我が国の防衛政策(令和4年3月28日 防衛省)
- 文書142 防衛力の抜本的強化に向けて 1
- 文書143 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 統合幕僚監部)
- 文書144 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 陸上幕僚監部)
- 文書145 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 海上幕僚監部)
- 文書146 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 航空幕僚監部)
- 文書147 防衛政策・防衛力のあり方等について～自衛隊の運用上の課題～(4.4.5 防衛省)
- 文書148 防衛関係費について(令和4年4月 防衛省)
- 文書149 気候変動と安全保障(令和4年4月 地方協力局)
- 文書150 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について(令和4年4月 内閣官房 防衛省) 2
- 文書151 我が国の防衛政策(令和4年4月 防衛省)
- 文書152 防衛力の抜本的強化に向けて 2
- 文書153 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言(令和4年4月26日 自由民主党)
- 文書154 我が国をめぐる安全保障環境と国際情勢(令和4年8月25日 防衛省)
- 文書155 ミサイル脅威への対応(2022年9月7日 防衛省)
- 文書156 宇宙・サイバー・電磁波と領域横断作戦(2022年9月14日 防衛省)
- 文書157 防衛生産・技術基盤の維持・強化について(令和4年9月 防衛装備庁)
- 文書158 弾薬及び装備品の維持整備等について(2022年9月21日 防衛省)

- 文書 159 説明資料（2022年9月28日 防衛省）
- 文書 160 韓国・台湾における邦人保護（令和4年9月28日 外務省領事局）
- 文書 161 国民保護に関する取組（令和4年9月28日 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
- 文書 162 防衛省・自衛隊の人的基盤強化に係る施策（令和4年10月 防衛省）
- 文書 163 我が国の防衛予算（令和4年10月 防衛省）
- 文書 164 国家安全保障戦略等の改定に関する提言書（令和4年12月7日 日本維新の会）
- 文書 165 国民民主党の安全保障政策2022（令和4年12月9日）
- 文書 166 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回）の開催について
- 文書 167 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料1（情勢認識表（NSS））
- 文書 168 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料2（国際情勢（外務省））
- 文書 169 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料3（日豪・日印（外務省））
- 文書 170 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料4（国際情勢（防衛省））
- 文書 171 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第2回）の開催について
- 文書 172 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第2回） 資料（NSS）
- 文書 173 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回）の開催について
- 文書 174 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-0
- 文書 175 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-1
- 文書 176 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-2
- 文書 177 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-3
- 文書 178 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-4
- 文書 179 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第

- 3回) 資料1-5
- 文書180 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料1-6
- 文書181 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-0
- 文書182 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-1
- 文書183 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-2
- 文書184 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-3
- 文書185 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-4
- 文書186 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-5
- 文書187 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-6
- 文書188 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-7
- 文書189 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料3 (継戦能力・抗たん性 (防衛省))
- 文書190 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) の開催について
- 文書191 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-1 (NSS)
- 文書192 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-2 (NIS C)
- 文書193 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-1
- 文書194 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-2
- 文書195 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 用語の定義
- 文書196 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) の開催について
- 文書197 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-0
- 文書198 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 5回) 資料1-1
- 文書199 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-2
- 文書200 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-3
- 文書201 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-4
- 文書202 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-5
- 文書203 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-6
- 文書204 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-7
- 文書205 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料2 (事態室)
- 文書206 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-1 (防衛省)
- 文書207 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-2 (防衛省)
- 文書208 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) の開催について
- 文書209 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料1 (防衛省)
- 文書210 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料2 (NSS)
- 文書211 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料1
- 文書212 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料2
- 文書213 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) の開催について
- 文書214 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料1
- 文書215 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-1 (防衛省)
- 文書216 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-2 (席上回収資料) (防衛省)
- 文書217 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 7回) 資料2-3
- 文書218 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回)の開催について
- 文書219 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料1-1
- 文書220 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料1-2
- 文書221 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料2-1(防衛省)
- 文書222 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料2-2(防衛省)
- 文書223 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 席上回収資料(防衛省)
- 文書224 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回)の開催について
- 文書225 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料1(NSS)(席上回収資料)
- 文書226 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料2(防衛省)(席上回収資料)
- 文書227 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料3(防衛省)(席上回収資料)
- 文書228 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料4(NSS、防衛省)(席上回収資料)
- 文書229 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料5(防衛省)(席上回収資料)
- 文書230 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第10回)の開催について
- 文書231 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第10回) 資料(防衛省)(席上回収資料)
- 文書232 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第11回)の開催について
- 文書233 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第11回) 資料(防衛省)(席上回収資料)
- 文書234 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回)の開催について
- 文書235 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料1(NSS)(席上回収資料)
- 文書236 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第

- 1 2 回) 資料 2 (NSS) (席上回収資料)
- 文書 2 3 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 2 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 3 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 2 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 3 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 2 回) 資料 5 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 2 回) 参考資料 (NSS) (席上回収資料)
- 文書 2 4 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 3 回) の開催について
- 文書 2 4 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 3 回) 資料 1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書 2 4 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 3 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 3 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 3 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) の開催について
- 文書 2 4 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書 2 4 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) の開催について
- 文書 2 5 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) 資料 1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書 2 5 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について

- (令和4年12月5日)
- 文書256 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料1 (NSS) (令和4年12月5日)
- 文書257 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料2 (NSS) (令和4年12月5日)
- 文書258 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料3 (防衛省) (令和4年12月5日)
- 文書259 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料4 (防衛省) (令和4年12月5日)
- 文書260 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料5 (防衛省) (令和4年12月5日)
- 文書261 公明党 外交安全保障調査会の開催について (令和4年12月8日)
- 文書262 公明党 外交安全保障調査会 資料1-1 (NSS) (令和4年12月8日)
- 文書263 公明党 外交安全保障調査会 資料1-2 (NSS) (令和4年12月8日)
- 文書264 公明党 外交安全保障調査会 資料2 (防衛省) (令和4年12月8日)
- 文書265 公明党 外交安全保障調査会 資料3 (防衛省) (令和4年12月8日)
- 文書266 公明党 外交安全保障調査会の開催について (令和4年12月9日)
- 文書267 公明党 外交安全保障調査会 資料1-1 (NSS) (令和4年12月9日)
- 文書268 公明党 外交安全保障調査会 資料1-2 (NSS) (令和4年12月9日)
- 文書269 公明党 外交安全保障調査会 資料2 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書270 公明党 外交安全保障調査会 資料3 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書271 公明党 外交安全保障調査会 資料4 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書272 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和4年12月9日)
- 文書273 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料1 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書274 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料2 (防衛

- 省) (令和4年12月9日)
- 文書275 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料3 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書276 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和4年12月13日)
- 文書277 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料1 (NSS) (令和4年12月13日)
- 文書278 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料2 (防衛省) (令和4年12月13日)
- 文書279 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料3 (防衛省) (令和4年12月13日)
- 文書280 自民党 政調審議会の開催について (令和4年12月16日)
- 文書281 自民党 総務会の開催について (令和4年12月16日)
- 文書282 自民党 与党政策責任者会議の開催について (令和4年12月16日)
- 文書283 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料1 (NSS) (令和4年12月16日)
- 文書284 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料2-1 (NSS) (令和4年12月16日)
- 文書285 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料2-2 (NSS) (令和4年12月16日)
- 文書286 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料2-3 (NSS) (令和4年12月16日)
- 文書287 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料3-1 (防衛省) (令和4年12月16日)
- 文書288 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料3-2 (防衛省) (令和4年12月16日)
- 文書289 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料3-3 (防衛省) (令和4年12月16日)
- 文書290 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料4-1 (防衛省) (令和4年12月16日)
- 文書291 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料4-2 (防衛省) (令和4年12月16日)
- 文書292 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料4-3 (防衛省) (令和4年12月16日)
- 文書293 防衛力強化加速会議の設置について (通達) (防衛省) (令和3年11月12日)

文書 2 9 4 起案用紙（防衛力強化加速会議の設置について）
 文書 2 9 5 （案）防衛力強化加速会議の設置について（通達）
 文書 2 9 6 参考資料（防衛大臣への総理大臣指示）
 文書 2 9 7 「第 1 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 2 9 8 第 1 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 2 9 9 第 1 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 0 0 第 1 回会議 資料 1 防衛大臣への総理大臣指示
 文書 3 0 1 第 1 回会議 資料 2 防衛力強化加速会議の設置について
 （通達）
 文書 3 0 2 第 1 回会議 資料 3 検討項目（案）
 文書 3 0 3 第 1 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 0 4 「第 2 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 0 5 第 2 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 0 6 第 2 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 0 7 第 2 回会議 資料 令和 3 年度補正予算の概要
 文書 3 0 8 第 2 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 0 9 「第 3 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 1 0 第 3 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 1 1 第 3 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 1 2 第 3 回会議 資料 1 変容する安全保障環境
 文書 3 1 3 第 3 回会議 資料 2
 文書 3 1 4 第 3 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 1 5 「第 4 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 1 6 第 4 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 1 7 第 4 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 1 8 第 4 回会議 資料 1 令和 4 年度予算の概要
 文書 3 1 9 第 4 回会議 資料 2 変容する安全保障環境
 文書 3 2 0 会議資料（第 4 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 2 1 「第 5 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 2 2 第 5 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 2 3 第 5 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 2 4 第 5 回会議 資料 1 現状と課題
 文書 3 2 5 第 5 回会議 資料 2
 文書 3 2 6 会議資料（第 5 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 2 7 「第 6 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 2 8 第 6 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 2 9 第 6 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 3 0 第 6 回会議 資料 1 我が国の防衛政策

文書 3 3 1 第 6 回会議 資料 2 防衛力の抜本的強化に向けて
 文書 3 3 2 第 6 回会議 資料 3
 文書 3 3 3 第 6 回会議 資料 4
 文書 3 3 4 第 6 回会議 資料 5 防衛関係費について
 文書 3 3 5 第 6 回会議 資料 6 気候変動と安全保障
 文書 3 3 6 会議資料（第 6 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 3 7 「第 7 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 3 8 第 7 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 3 9 第 7 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 4 0 第 7 回会議 資料 主な議論の項目
 文書 3 4 1 会議資料（第 7 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 4 2 「第 8 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 4 3 第 8 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 4 4 第 8 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 4 5 第 8 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
 文書 3 4 6 第 8 回会議 資料 2 衛生機能の強化
 文書 3 4 7 第 8 回会議 資料 3
 文書 3 4 8 第 8 回会議 資料 4
 文書 3 4 9 会議資料（第 8 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 5 0 「第 9 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 5 1 第 9 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 5 2 第 9 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 5 3 第 9 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
 文書 3 5 4 第 9 回会議 資料 2
 文書 3 5 5 会議資料（第 9 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 5 6 「第 10 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 5 7 第 10 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 5 8 第 10 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 5 9 第 10 回会議 資料 1 防衛生産・技術基盤の維持・強化に
 について
 文書 3 6 0 第 10 回会議 資料 2
 文書 3 6 1 第 10 回会議 資料 3 防衛生産・技術基盤の維持・強化に
 について
 文書 3 6 2 第 10 回会議 資料 4 参考資料
 文書 3 6 3 第 10 回会議 資料 5
 文書 3 6 4 会議資料（第 10 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 6 5 「第 11 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 6 6 第 11 回防衛力強化加速会議 配席図

文書３６７ 第１１回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書３６８ 第１１回会議 資料１ 新たな防衛力の検討
 文書３６９ 第１１回会議 資料２ 同盟国・同志国等との協力・連携
 文書３７０ 会議資料（第１１回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書３７１ 「第１２回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書３７２ 第１２回防衛力強化加速会議 配席図
 文書３７３ 第１２回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書３７４ 第１２回会議 資料 主な議論の項目
 文書３７５ 会議資料（第１２回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書３７６ 「第１３回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書３７７ 第１３回防衛力強化加速会議 配席図
 文書３７８ 第１３回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書３７９ 第１３回会議 資料１ 令和５年度予算の概算要求に当たっ
 ての基本的な方針について
 文書３８０ 第１３回会議 資料２ 令和５年度 概算要求の方針につい
 て
 文書３８１ 第１３回防衛力強化加速会議 議事録
 文書３８２ 「第１４回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書３８３ 第１４回防衛力強化加速会議 配席図
 文書３８４ 第１４回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書３８５ 第１４回会議 資料１ 我が国の防衛と予算 令和５年度概
 算要求の概要
 文書３８６ 第１４回会議 資料２ 我が国の防衛と予算 令和５年度概
 算要求の概要
 文書３８７ 第１４回防衛力強化加速会議 議事録
 文書３８８ 「第１５回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書３８９ 第１５回防衛力強化加速会議 配席図
 文書３９０ 第１５回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書３９１ 第１５回会議 資料１ 国家安全保障戦略について
 文書３９２ 第１５回会議 資料２ 国家防衛戦略について
 文書３９３ 第１５回会議 資料３ 防衛力整備計画について
 文書３９４ 第１５回防衛力強化加速会議 議事録
 文書３９５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
 換（第１回） 議事次第
 文書３９６ 本意見交換に係る情報保全等について
 文書３９７ 第１回 資料１
 文書３９８ 第１回 資料２
 文書３９９ 第１回 意見交換のポイント

文書４００ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第２回） 議事次第

文書４０１ 第２回 資料１

文書４０２ 第２回 資料２

文書４０３ 第２回 意見交換のポイント

文書４０４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第３回） 議事次第

文書４０５ 第３回 資料１

文書４０６ 第３回 資料２

文書４０７ 第３回 資料３

文書４０８ 第３回 資料４

文書４０９ 第３回 意見交換のポイント

文書４１０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第４回） 議事次第

文書４１１ 第４回 資料１

文書４１２ 第４回 資料２

文書４１３ 第４回 資料３

文書４１４ 第４回 意見交換のポイント

文書４１５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第５回） 議事次第

文書４１６ 第５回 資料１

文書４１７ 第５回 資料２

文書４１８ 第５回 意見交換のポイント

文書４１９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第６回） 議事次第

文書４２０ 第６回 資料１

文書４２１ 第６回 資料２

文書４２２ 第６回 意見交換のポイント

文書４２３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第７回） 議事次第

文書４２４ 第７回 資料１

文書４２５ 第７回 資料２

文書４２６ 第７回 資料３

文書４２７ 第７回 資料４

文書４２８ 第７回 意見交換のポイント

文書４２９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 議事次第

文書４３０ 第８回 資料１

文書４３１ 第８回 資料２
文書４３２ 第８回 資料３
文書４３３ 第８回 資料４
文書４３４ 第８回 意見交換のポイント
文書４３５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 議事次第
文書４３６ 第９回 資料１
文書４３７ 第９回 資料２
文書４３８ 第９回 資料３
文書４３９ 第９回 資料４
文書４４０ 第９回 意見交換のポイント
文書４４１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 議事次第
文書４４２ 第１０回 資料１
文書４４３ 第１０回 資料２
文書４４４ 第１０回 資料３
文書４４５ 第１０回 意見交換のポイント
文書４４６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事次第
文書４４７ 第１１回 資料１
文書４４８ 第１１回 資料２
文書４４９ 第１１回 意見交換のポイント
文書４５０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事次第
文書４５１ 第１２回 資料１
文書４５２ 第１２回 資料２
文書４５３ 第１２回 意見交換のポイント
文書４５４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事次第
文書４５５ 第１３回 資料１
文書４５６ 第１３回 資料２
文書４５７ 第１３回 資料３
文書４５８ 第１３回 意見交換のポイント
文書４５９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事次第
文書４６０ 第１４回 資料１
文書４６１ 第１４回 資料２
文書４６２ 第１４回 意見交換のポイント

文書４６３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事次第

文書４６４ 第１５回 資料

文書４６５ 第１５回 意見交換のポイント

文書４６６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事次第

文書４６７ 第１６回 資料１

文書４６８ 第１６回 資料２

文書４６９ 第１６回 資料３

文書４７０ 第１６回 意見交換のポイント

文書４７１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事次第

文書４７２ 第１７回 資料１

文書４７３ 第１７回 資料２

文書４７４ 第１７回 資料３

文書４７５ 第１７回 意見交換のポイント

文書４７６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（議論の要旨）

文書４７７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の開催について

文書４７８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料１

文書４７９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料２

文書４８０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料３

文書４８１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料４

文書４８２ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）議事要旨

文書４８３ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）議事録

文書４８４ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）資料１

文書４８５ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）資料２

文書４８６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）資料３

- 文書４８７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料４
- 文書４８８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
補足資料
- 文書４８９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事要旨
- 文書４９０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事録
- 文書４９１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料１
- 文書４９２ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料２
- 文書４９３ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料３
- 文書４９４ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料４
- 文書４９５ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料５
- 文書４９６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
議事要旨
- 文書４９７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
議事録
- 文書４９８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第４回）
資料
- 文書４９９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第４回）
議事要旨
- 文書５００ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第４回）
議事録
- 文書５０１ 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
- 文書５０２ 記者ブリーフ資料 新たな３文書の体系の考え方
- 文書５０３ 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略（概要）
- 文書５０４ 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略
- 文書５０５ 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略（概要）
- 文書５０６ 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略
- 文書５０７ 記者ブリーフ資料 次期防衛力整備計画について
- 文書５０８ 記者ブリーフ資料 防衛力整備計画
- 文書５０９ 論説懇資料 新たな３文書の体系の考え方
- 文書５１０ 論説懇資料 国家安全保障戦略（概要）

文書511	論説懇資料	国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）	
文書512	論説懇資料	国家防衛戦略（概要）	
文書513	論説懇資料	国家防衛戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）	
文書514	論説懇資料	防衛力整備計画（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）	
文書515	外プレブリーフ資料	(Outline) National Defense Strategy	
文書516	ブリーフ資料	(Outline) National Defense Strategy	
文書517	ブリーフ資料	Overview of Defense Buildup Program	
文書518	ブリーフ資料	(DRAFT) Defense Buildup Program	
文書519	ブリーフ資料	Elements to Be Included in the Defense Buildup Program	
文書520	国家防衛戦略について（協議）	国家防衛戦略【P】	
文書521	国家防衛戦略について（協議）	別紙（意見フォーマット）	
文書522	国家防衛戦略について（協議）	回答	1
文書523	国家防衛戦略について（協議）	回答	2
文書524	国家防衛戦略について（協議）	回答	3
文書525	国家防衛戦略について（協議）	回答	4
文書526	国家防衛戦略について（協議）	回答	5
文書527	国家防衛戦略について（協議）	回答	6
文書528	国家防衛戦略について（協議）	回答	7
文書529	国家防衛戦略について（協議）	回答	8
文書530	国家防衛戦略について（協議）	回答	9
文書531	国家防衛戦略について（協議）	回答	10
文書532	国家防衛戦略について（協議）	回答	11
文書533	国家防衛戦略について（協議）	回答	12
文書534	国家防衛戦略について（協議）	回答	13
文書535	国家防衛戦略について（協議）	回答	14
文書536	国家防衛戦略について（協議）	回答	15
文書537	国家防衛戦略について（協議）	回答	16
文書538	国家防衛戦略について（協議）	回答	17
文書539	国家防衛戦略について（協議）	回答	18

文書 5 4 0	国家防衛戦略について（協議）	回答	1 9
文書 5 4 1	国家防衛戦略について（協議）	回答	2 0
文書 5 4 2	国家防衛戦略について（協議）	回答	2 1
文書 5 4 3	国家防衛戦略について（協議）	回答	2 2
文書 5 4 4	国家防衛戦略について（協議）	回答	2 3
文書 5 4 5	国家防衛戦略について（協議）	回答	2 4
文書 5 4 6	国家防衛戦略について【P】		
文書 5 4 7	防衛力整備計画について【P】（かがみ）		
文書 5 4 8	防衛力整備計画について【P】（別紙）		
文書 5 4 9	反撃能力について（2022年12月 防衛省）		
文書 5 5 0	起案用紙（国家防衛戦略について）		
文書 5 5 1	（案）国家防衛戦略について		
文書 5 5 2	国家防衛戦略について（令和4年12月16日 閣議決定案）（案）		
文書 5 5 3	（別紙）国家防衛戦略（令和4年12月）（案）		
文書 5 5 4	国家防衛戦略について（防衛省（防）第492号。令和4年12月16日）		
文書 5 5 5	（別紙）国家防衛戦略（令和4年12月）		
文書 5 5 6	国家防衛戦略について（令和4年12月16日 閣議決定案）		
文書 5 5 7	「国家安全保障戦略」概要（令和4年12月16日）		
文書 5 5 8	「国家安全保障戦略」概要（令和4年12月27日）		
文書 5 5 9	「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）		
文書 5 6 0	National Security Strategy （NSS）－English Version－		
文書 5 6 1	国家安全保障戦略（2022）パンフレット－日本語版－		
文書 5 6 2	National Security Strategy （2022）Pamphlet－English Version－		
文書 5 6 3	「国家防衛戦略」概要		
文書 5 6 4	国家防衛戦略（概要）		
文書 5 6 5	「国家防衛戦略」（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）		
文書 5 6 6	National Defense Strategy（英文）		
文書 5 6 7	「防衛力整備計画」概要		
文書 5 6 8	「防衛力整備計画」（令和4年12月16日 国家安全保障		

会議・閣議決定）（令和４年１２月１６日）

- 文書５６９ Defense Buildup Program（英文）
文書５７０（大臣秘書官用）令和３年１２月１６日（木）参・予算委
白 眞勲君（立憲） 問
文書５７１（対総理）１月２１日 参・本会議 宇都 隆史君 問１５
文書５７２（大臣用）令和４年１月２６日（水）衆・予算委 中谷 真
一君（自民） 問３
文書５７３（大臣用）令和４年２月１６日（水）衆・予算委第１分科会
鈴木 英敬君（自） 問１０
文書５７４（副大臣用）令和４年２月１７日（木）衆・予算委（第三分
科会） 宮本 徹君（共） 問２
文書５７５（大臣用）令和４年４月１２日（火）参・外防委 音喜多
駿君（維新） 問１２
文書５７６（政府参考人用）令和４年４月１８日（月） 参・決算委
宇都 隆史 君（自民） 問９
文書５７７（大臣用）令和４年４月１８日（月）参・決算委 宇都 隆
史 君（自民） 問１１
文書５７８（大臣用）令和４年５月３０日（月）参・予算委 三浦 信
祐君（公明） 問２
文書５７９（対総理）５月３０日 参・予算委 三浦 信祐君 問５
文書５８０（対総理）１０月６日 衆・本会議 石井 啓一君 問１７
文書５８１（対総理）１０月１７日 衆・予算委 萩生田 光一君 問
２
文書５８２（大臣用）令和４年１０月１７日（月） 衆・予算委 萩生
田 光一君（自民） 問２
文書５８３（大臣用）令和４年１０月１８日（火） 衆・予算委 長妻
昭君（立憲） 問２
文書５８４（対総理）１０月１８日 衆・予算委 長妻 昭君 問７
文書５８５（大臣用）令和４年１０月１９日（水） 参・予算委 小西
洋之君（立憲） 問１
文書５８６（大臣用）令和４年１０月１９日（水） 参・予算委 小西
洋之君（立憲） 問２
文書５８７（対総理）１０月１９日 参・予算委 小西 洋之君 問１
５
文書５８８（大臣用）令和４年１０月２７日（木） 衆・安保委 國場
幸之助君（自民） 問２
文書５８９（大臣用）令和４年１０月２８日（金） 衆・安保委 重徳
和彦君（立憲） 問１０

文書590 (政府参考人用) 令和4年10月28日(金) 衆・安保委
伊藤 俊輔君(立憲) 問3

文書591 (副大臣用) 令和4年11月1日(火) 参・外防委 佐藤
正久君(自民) 問1

文書592 (大臣用) 令和4年11月1日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問5

文書593 (大臣用) 令和4年11月1日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問7

文書594 (大臣用) 令和4年11月1日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問8

文書595 (大臣用) 令和4年11月8日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問10

文書596 (大臣用) 令和4年11月8日(火) 参・外防委 伊波
洋一君(沖縄) 問1

文書597 (大臣用) 令和4年11月8日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問9

文書598 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 羽田
次郎君(立憲) 問4

文書599 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問6

文書600 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問7

文書601 (大臣用) 令和4年11月22日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 問1

文書602 (大臣用) 令和4年11月30日(水) 参・予算委 堀井
巖君(自民) 問4

文書603 (対総理) 11月30日 参・予算委 堀井 巖君 問8

文書604 (茂木審議官手持ち) 令和4年12月6日(火) 参・外防
委 小西 洋之君(立憲) 問

文書605 (茂木審議官手持ち) 令和4年12月6日(火) 参・外防
委 小西 洋之君(立憲) 更問

文書606 (大臣用) 令和4年12月6日(火) 参・外防委 小西
洋之君(立憲) 追加問

文書607 (茂木審議官手持ち) 令和4年12月6日(火) 参・外防
委 小西洋之 君(立憲) 問

文書608 (大臣用) 令和4年12月6日(火) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問17

文書609 (大臣用) 令和4年12月8日(木) 衆・安保委 長島 昭

久君（自民） 問 4

文書 6 1 0 （政府参考人用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木）衆・安保委 渡
辺 周君（立憲） 問 1

文書 6 1 1 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 渡辺
周君（立憲） 問 4

文書 6 1 2 0 1 中期防 別表装備品の整備状況（令和 4 年度予算）

文書 6 1 3 令和 5 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針につい
て（令和 4 年 7 月 2 9 日閣議了解）（抄）

文書 6 1 4 0 4 補正中期防対象経費

文書 6 1 5 2 6 中期防の経費結果

文書 6 1 6 G N P 1 % 枠について

文書 6 1 7 防衛力についての考え方の変遷

文書 6 1 8 中期防総額の推移

文書 6 1 9 次期整備計画で目指す機動展開体制を構築するために必要な
主な事業

文書 6 2 0 令和 3 年 1 2 月 1 7 日（金） 記者実問

文書 6 2 1 令和 4 年 6 月 2 8 日（火） 報道等関連想定

文書 6 2 2 令和 4 年 8 月 5 日（金） 記者実問

文書 6 2 3 令和 4 年 9 月 2 6 日（月曜日） 幹事社問

文書 6 2 4 令和 4 年 1 0 月 1 1 日（火曜日） 報道等関連想定

文書 6 2 5 令和 4 年 1 1 月 4 日（金曜日） 報道等関連想定

文書 6 2 6 令和 4 年 1 1 月 2 9 日（火曜日） 報道等関連想定

文書 6 2 7 令和 4 年 1 2 月 2 日（金曜日） 報道等関連想定

文書 6 2 8 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 記者実問 2

文書 6 2 9 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 報道等関連想定 2

文書 6 3 0 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火曜日） 念のため報道等関連想定

文書 6 3 1 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火曜日） 報道等関連想定

文書 6 3 2 説明要求使用資料（令和 4 年 8 月）（令和 5 年度 防衛関係
費（概算要求）の検討状況について）

文書 6 3 3 説明要求使用資料（令和 4 年 1 1 月）

文書 6 3 4 資料要求回答（令和 4 年 1 0 月）（新たな防衛力の検討）

文書 6 3 5 説明要求使用資料（令和 4 年 1 2 月）（防衛力整備計画の概
要）

文書 6 3 6 説明要求使用資料（令和 4 年 1 2 月）（防衛力整備計画につ
いて） 1

文書 6 3 7 説明要求使用資料（令和 4 年 1 2 月）（防衛力整備計画につ
いて） 2

文書 6 3 8 説明要求使用資料（令和 4 年 1 2 月）（防衛力整備計画につ

いて) 3

文書639 公明党 外交安全保障調査会 手持ち資料
文書640 与党WT (第13回) 資料 (席上回収資料)
文書641 与党WT (第14回) 資料1 (席上回収資料)
文書642 与党WT (第14回) 資料2 (席上回収資料)
文書643 与党WT (第14回) 資料3 (席上回収資料)
文書644 与党WT (第15回) 資料1 (席上回収資料)
文書645 与党WT (第15回) 資料2 (席上回収資料)
文書646 与党WT (第15回) 資料3 (席上回収資料)
文書647 与党WT (第15回) 資料4 (席上回収資料)
文書648 公明党 外交安全保障調査会 資料
文書649 自民党 税制調査会小委員会 資料
文書650 自民党 税制調査会 正副・顧問・幹事会議② 資料
文書651 公明党 政調全体会議 部会長会議 資料1
文書652 公明党 政調全体会議 部会長会議 資料2
文書653 公明党 政調全体会議 部会長会議 資料3
文書654 防衛力整備計画(協議) 文書案(20221214)
文書655 防衛力整備計画について(協議) 別紙(意見フォーマット)

文書656 防衛力整備計画について(協議) 回答1
文書657 防衛力整備計画について(協議) 回答2
文書658 防衛力整備計画について(協議) 回答3
文書659 防衛力整備計画について(協議) 回答4
文書660 防衛力整備計画について(協議) 回答5
文書661 防衛力整備計画について(協議) 回答6
文書662 防衛力整備計画について(協議) 回答7
文書663 防衛力整備計画について(協議) 回答8
文書664 防衛力整備計画について(協議) 回答9
文書665 防衛力整備計画について(協議) 回答10
文書666 防衛力整備計画について(協議) 回答11
文書667 防衛力整備計画について(協議) 回答12
文書668 防衛力整備計画について(協議) 回答13
文書669 防衛力整備計画について(協議) 回答14
文書670 防衛力整備計画について(協議) 回答15
文書671 防衛力整備計画について(協議) 回答16
文書672 起案用紙(防衛力整備計画について)
文書673 (案) 防衛力整備計画について
文書674 防衛力整備計画について(令和4年12月16日 閣議決定)

案) (案)

文書 6 7 5 (別紙) 防衛力整備計画 (令和 4 年 1 2 月) (案)

文書 6 7 6 (別紙) 防衛力整備計画 (令和 4 年 1 2 月)

文書 6 7 7 防衛力整備計画について (令和 4 年 1 2 月 1 6 日 閣議決定案)

文書 6 7 8 防衛力整備計画について (防整計 (防) 第 4 9 3 号。令和 4 年 1 2 月 1 6 日)

文書 6 7 9 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021 年 1 0 月 1 9 日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書 2 ないし文書 8、文書 1 0 9 及び文書 2 9 3 ないし文書 3 0 3 以外の文書

文書 6 8 0 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021 年 1 0 月 1 9 日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 9 2 6 号 (2021. 11. 22 一本本 B 1 7 7 1) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2021. 11. 22 一本本 B 1 7 7 1) の後に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書 2 ないし文書 4、文書 6 ないし文書 2 4、文書 1 0 9 ないし文書 1 1 6、文書 1 3 4、文書 1 3 5、文書 2 9 3 ないし文書 3 2 0 及び文書 3 9 5 ないし文書 3 9 9 以外の文書

文書 6 8 1 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021 年 1 0 月 1 9 日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 5 9 4 5 号 (2022. 2. 1 一本本 B 2 3 8 6) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2022. 2. 1 一本本 B 2 3 8 6) の後に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書 2 ないし文書 4、文書 7 ないし文書 3 9、文書 1 0 9 ないし文書 1 1 6、文書 1 3 4 ないし文書 1 4 9、文書 2 9 3 ないし文書 3 3 6 及び文書 3 9 5 ないし文書 4 3 4 以外の文書

文書 6 8 2 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」(2021 年 1 0 月 1 9 日)〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 1 0 9 8 7 号 (2022. 4. 5 一本本 B 6 0) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2022. 4. 5 一本本 B 6 0) の後に綴られた文書の全

て。」に係る行政文書のうち、文書2ないし文書4、文書8ないし文書52、文書109ないし文書122、文書134ないし文書153、文書293ないし文書364及び文書395ないし文書449以外の文書

文書683 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第15413号（2022. 6. 14ー本本B502）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022. 6. 14ー本本B502）の後に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書2、文書3、文書8ないし文書61、文書109ないし文書127、文書134ないし文書154、文書293ないし文書387及び文書395ないし文書476以外の文書

文書684 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第20670号（2022. 9. 6ー本本B1457）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022. 9. 6ー本本B1457）の後に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書2、文書8ないし文書78、文書109ないし文書163、文書166ないし文書189、文書293ないし文書387及び文書395ないし文書490以外の文書

文書685 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第32号（2022. 11. 8ー本本B1894）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022. 11. 8ー本本B1894）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書8ないし文書678以外の文書

文書686 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第5379号（2023. 1. 17ー本本B2398）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023. 1. 17ー本本B2398）の後に綴られた

文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書8ないし文書10及び文書12ないし文書678以外の文書

文書687 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第11305号（2023.3.28一本本B3324）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.3.28一本本B3324）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書8ないし文書10、文書12ないし文書14及び文書16ないし文書678以外の文書

文書688 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第16788号（2023.6.6一本本B434）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.6.6一本本B434）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書8ないし文書10、文書12ないし文書14、文書16及び文書18ないし文書678以外の文書

文書689 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第20765号（2023.8.8一本本B1119）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.8.8一本本B1119）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書8ないし文書10、文書12ないし文書14、文書16、文書18ないし文書26及び文書28ないし文書678以外の文書

文書690 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（2021年10月19日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第25238号（2023.10.17一本本B1502）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.10.17一本本B1502）の後に綴

られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書１４、文書１６、文書１８ないし文書２６、文書２８ないし文書３０及び文書３２ないし文書６７８以外の文書

文書６９１ 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（２０２１年１０月１９日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第２６３２号（２０２３．１２．１９－本本Ｂ１９７７）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（２０２３．１２．１９－本本Ｂ１９７７）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書１４、文書１６、文書１８ないし文書２６、文書２８ないし文書３０、文書３２、文書３３及び文書３５ないし文書６７８以外の文書

文書６９２ 開示請求された「総理からの「国家安全保障戦略等の改定を指示」〔「国家安全保障会議の内容等についての会見」（２０２１年１０月１９日）〕に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第９６４８号（２０２４．２．２０－本本Ｂ２３６２）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（２０２４．２．２０－本本Ｂ２３６２）の後に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書８ないし文書１０、文書１２ないし文書１４、文書１６、文書１８ないし文書２６、文書２８ないし文書３０、文書３２、文書３３、文書３５ないし文書３９及び文書４１ないし文書６７８以外の文書

３ 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

（１）本件請求文書１の対象として特定された文書

ア 原処分１

文書１

イ 原処分６

文書２ないし文書８、文書１０９、文書２９３ないし文書３０３及び文書６７９

（２）本件請求文書２の対象として特定された文書

ア 原処分２

文書５

- イ 原処分 8
文書 2 ないし文書 4、文書 6 ないし文書 2 4、文書 1 0 9 ないし文書 1 1 6、文書 1 3 4、文書 1 3 5、文書 2 9 3 ないし文書 3 2 0、文書 3 9 5 ないし文書 3 9 9 及び文書 6 8 0
- (3) 本件請求文書 3 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 3
文書 6
 - イ 原処分 1 0
文書 2 ないし文書 4、文書 7 ないし文書 3 9、文書 1 0 9 ないし文書 1 1 6、文書 1 3 4 ないし文書 1 4 9、文書 2 9 3 ないし文書 3 3 6、文書 3 9 5 ないし文書 4 3 4 及び文書 6 8 1
- (4) 本件請求文書 4 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 4
文書 7
 - イ 原処分 1 2
文書 2 ないし文書 4、文書 8 ないし文書 5 2、文書 1 0 9 ないし文書 1 2 2、文書 1 3 4 ないし文書 1 5 3、文書 2 9 3 ないし文書 3 6 4、文書 3 9 5 ないし文書 4 4 9 及び文書 6 8 2
- (5) 本件請求文書 5 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 5
文書 4
 - イ 原処分 1 5
文書 2、文書 3、文書 8 ないし文書 6 1、文書 1 0 9 ないし文書 1 2 7、文書 1 3 4 ないし文書 1 5 4、文書 2 9 3 ないし文書 3 8 7、文書 3 9 5 ないし文書 4 7 6 及び文書 6 8 3
- (6) 本件請求文書 6 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 7
文書 3
 - イ 原処分 1 8
文書 2、文書 8 ないし文書 7 8、文書 1 0 9 ないし文書 1 6 3、文書 1 6 6 ないし文書 1 8 9、文書 2 9 3 ないし文書 3 8 7、文書 3 9 5 ないし文書 4 9 0 及び文書 6 8 4
- (7) 本件請求文書 7 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 9
文書 2
 - イ 原処分 2 1
文書 8 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 8 5
- (8) 本件請求文書 8 の対象として特定された文書

- ア 原処分 1 1
文書 1 1
 - イ 原処分 2 2
文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 8 6
- (9) 本件請求文書 9 の対象として特定された文書
- ア 原処分 1 3
文書 1 5
 - イ 原処分 2 3
文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 8 7
- (10) 本件請求文書 1 0 の対象として特定された文書
- ア 原処分 1 4
文書 1 7
 - イ 原処分 2 4
文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書 1 8 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 8 8
- (11) 本件請求文書 1 1 の対象として特定された文書
- ア 原処分 1 6
文書 2 7
 - イ 原処分 2 5
文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書 1 8 ないし文書 2 6、文書 2 8 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 8 9
- (12) 本件請求文書 1 2 の対象として特定された文書
- ア 原処分 1 7
文書 3 1
 - イ 原処分 2 6
文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書 1 8 ないし文書 2 6、文書 2 8 ないし文書 3 0、文書 3 2 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 9 0
- (13) 本件請求文書 1 3 の対象として特定された文書
- ア 原処分 1 9
文書 3 4
 - イ 原処分 2 7
文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書 1 8 ないし文書 2 6、文書 2 8 ないし文書 3 0、文書 3 2、文書 3 3、文書 3 5 ないし文書 6 7 8 及び文書 6 9 1
- (14) 本件請求文書 1 4 の対象として特定された文書
- ア 原処分 2 0

文書 4 0

イ 原処分 2 8

文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 1 4、文書 1 6、文書
1 8 ないし文書 2 6、文書 2 8 ないし文書 3 0、文書 3 2、文書 3
3、文書 3 5 ないし文書 3 9、文書 4 1 ないし文書 6 7 8 及び文書
6 9 2

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 3	5 枚目の一部	携帯電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、役所電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 8	4 枚目の一部	
	文書 1 9	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	5 枚目の一部	
	文書 2 1		
	文書 2 9	3 枚目の一部	
	文書 3 2	4 枚目の一部	
	文書 4 6	5 枚目の一部	
	文書 4 9	4 枚目の一部	
	文書 6 8	3 枚目の一部	
	文書 6 9	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7 7	4 枚目の一部	
	文書 9 0		
	文書 5 7 9	7 枚目の一部	
	文書 5 8 0	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 8 1		
	文書 5 8 4	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 8 7	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 0 3	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2 1	1 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の電話番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 3	1 枚目の一部	
	文書 3 2	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	
	文書 3 3	1 枚目の一部	
	文書 3 5		

	文書 4 2		
	文書 4 8		
	文書 4 9	1 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部（4 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 5 0	1 枚目の一部	
	文書 7 2		
	文書 7 7	1 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部（4 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 7 8	1 枚目の一部	
	文書 8 2		
	文書 9 2		
	文書 9 3		
	文書 9 8		
	文書 1 0 0		
	文書 5 7 2		
	文書 5 7 3		
	文書 5 7 7		
	文書 5 7 8		
	文書 5 7 9	1 枚目及び 7 枚目の それぞれ一部（7 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 5 8 7	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部（3 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 5 9 1	1 枚目の一部	
	文書 5 9 2		
	文書 5 9 8		
	文書 6 0 6	1 枚目のそれぞれ一 部	
	文書 6 0 9	1 枚目の一部	
3	文書 1 6 2	3 0 枚目から 3 2 枚	個人に関する情報であり、こ

		目までのそれぞれ一部	れを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書207	20枚目から22枚目までのそれぞれ一部	
4	文書166	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書171		
	文書173		
	文書190		
	文書196		
	文書208		
	文書213		
	文書218		
	文書224		
	文書230		
	文書232		
	文書234		
	文書241		
	文書246		
	文書251		
	文書255		
	文書261		
	文書266		
	文書272		
	文書276		
	文書280		
	文書281		
	文書282		
5	文書210	2枚目及び5枚目から10枚目までのそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関
	文書223	1枚目及び2枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書227	1枚目の一部	
		2枚目から4枚目までのそれぞれ内容の全て	

	文書 2 2 8	1 枚目の内容の全て	が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 2 9	1 枚目の一部	
	文書 2 3 1	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 7 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 3 5	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 3 9		
	文書 2 6 0	1 枚目の一部	
		2 枚目の全て	
		3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 2 7 1	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 7 5		
	文書 6 1 9	1 枚目の一部	
	文書 6 3 3	1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 6 4 0	1 枚目の内容の全て	
	文書 6 4 3		
	文書 6 4 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 6 4 5	1 枚目の内容の全て	
	文書 6 4 6		
	文書 6 4 7		
	文書 6 4 9	1 枚目の一部	
	文書 6 5 0	2 枚目から 2 1 枚目までのそれぞれ内容の全て	
6	文書 2 1 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそ
	文書 2 1 2	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 1 6	1 枚目から 1 4 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 2 2	1 枚目の一部	

		2枚目から6枚目まで及び8枚目から16枚目までのそれぞれ内容の全て	れがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		7枚目の全て	
文書225		1枚目の一部	
		2枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書226		1枚目の一部	
		2枚目から13枚目まで、15枚目及び16枚目のそれぞれ内容の全て	
		14枚目の全て	
文書233		1枚目の一部	
		2枚目から21枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書240		1枚目の内容の全て	
文書245		1枚目の一部	
文書250		1枚目の一部	
		2枚目から16枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書258		1枚目の一部	
		2枚目から13枚目まで及び15枚目のそれぞれ内容の全て	
		14枚目の全て	
文書259		1枚目の内容の全て	
文書262			
文書267		1枚目の内容の全て	
文書652		1枚目の一部	
		2枚目から21枚目までのそれぞれ内容の全て	

7	文書 2 3 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
		3 枚目から 1 1 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 3 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 3 8	1 枚目の一部	
	文書 2 4 2	2 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4 3	3 枚目から 1 1 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		1 枚目の一部	
	文書 2 4 4	2 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		1 枚目から 3 0 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 4 7	1 枚目から 3 2 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 4 8	1 枚目から 4 7 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 4 9	1 枚目から 3 0 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 5 2	1 枚目から 3 2 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 5 3	1 枚目から 4 3 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 5 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目から 1 1 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 6 3	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 6 枚目	

文書 2 6 5	までのそれぞれ内容の全て
文書 2 6 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
	3 枚目から 1 1 枚目までのそれぞれ内容の全て
文書 2 6 9	1 枚目の一部
	2 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容の全て
文書 2 7 0	の全て
文書 2 7 3	
文書 2 7 4	
文書 2 7 7	1 枚目から 3 0 枚目までのそれぞれ一部
文書 2 7 8	1 枚目から 3 2 枚目までのそれぞれ一部
文書 2 7 9	1 枚目から 3 8 枚目までのそれぞれ一部
文書 5 2 0	1 枚目から 3 2 枚目までのそれぞれ一部
文書 6 3 9	1 枚目の一部
	2 枚目から 1 7 枚目までのそれぞれ内容の全て
文書 6 4 1	1 枚目の一部
文書 6 4 2	1 枚目の一部
	2 枚目から 1 7 枚目までのそれぞれ内容の全て
文書 6 4 8	1 枚目から 3 4 枚目までのそれぞれ一部
	3 5 枚目の全て
	3 6 枚目及び 3 7 枚目のそれぞれ内容の全て
文書 6 5 1	1 枚目の一部
文書 6 5 3	2 枚目から 3 5 枚目

		まで及び 3 7 枚目のそれぞれ一部	
		3 6 枚目及び 3 8 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 6 5 4	1 枚目から 3 4 枚目までのそれぞれ一部	
		3 5 枚目から 3 7 枚目までのそれぞれ内容の全て	
8	文書 2 2 1	2 枚目から 8 枚目までのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛構想等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
9	文書 3 0 2	1 枚目の一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある
	文書 3 1 2	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 2 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 3 1 3	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 5 枚目	

		までのそれぞれ全て	るとともに、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号及び５号に該当するため不開示とした。
文書３１９		１枚目の一部	
		２枚目から４４枚目までのそれぞれ全て	
文書３２４		２枚目から３０枚目までのそれぞれ全て	
文書３２５		全て	
文書３３０		２枚目から６９枚目までのそれぞれ全て	
文書３３１		１枚目の一部	
		２枚目から１２枚目までのそれぞれ全て	
文書３３２		１枚目から４枚目までのそれぞれ一部	
文書３３３		全て	
文書３３４		２枚目から１６枚目までのそれぞれ全て	
文書３３５		２枚目から８枚目まで及び１０枚目から１６枚目までのそれぞれ全て	
文書３４０		１枚目の一部	
文書３４５		１枚目の一部	
		２枚目から１２枚目までのそれぞれ全て	
文書３４６		２枚目から８枚目までのそれぞれ全て	
文書３４７		全て	
文書３４８			
文書３５３		１枚目の一部	
		３枚目から６枚目まで、８枚目から１４枚目まで及び１６枚目から２０枚目までのそれぞれ全て	
文書３５４		１枚目の一部	
		２枚目から８枚目ま	

		でのそれぞれ内容の 全て	
	文書 3 5 9	1 枚目の一部 2 枚目から 5 枚目ま でのそれぞれ全て	
	文書 3 6 0	全て	
	文書 3 6 1	1 枚目の一部 2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ全て	
	文書 3 6 2	2 枚目から 1 7 枚目 までのそれぞれ全て	
	文書 3 6 3	全て	
	文書 3 6 8	1 枚目の一部 2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ全て	
	文書 3 6 9	2 枚目から 9 枚目ま でのそれぞれ全て	
	文書 3 7 4	1 枚目の一部	
	文書 3 8 0		
	文書 3 9 4	2 枚目から 5 枚目ま で及び 7 枚目から 9 枚目までのそれぞれ 一部 6 枚目の内容の全て	
1 0	文書 3 0 3	2 枚目から 6 枚目ま でのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審 議、検討又は協議に関する情 報であり、これを公にすること により、率直な意見の交換 若しくは意思決定の中立性が 不当に損なわれるおそれがあ るとともに、我が国の安全保 障上の関心事項等が推察され ることとなり、敵対する勢力 等からの妨害や対抗措置を容 易ならしめ、我が国の安全が 害されるおそれがあることか ら、法 5 条 3 号及び 5 号に該
	文書 3 1 4	2 枚目、4 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部 3 枚目及び 6 枚目の それぞれ内容の全て	
	文書 3 2 0	3 枚目から 1 0 枚目 までのそれぞれ一部	
	文書 3 2 6	3 枚目、4 枚目、6 枚目から 1 5 枚目ま で及び 1 7 枚目のそ れぞれ一部	

		5枚目及び16枚目のそれぞれ内容の全て	当するため不開示とした。
文書336		3枚目、5枚目、6枚目及び8枚目から10枚目までのそれぞれ一部	
		4枚目及び7枚目のそれぞれ内容の全て	
文書341		3枚目から12枚目までのそれぞれ一部	
文書349		3枚目から7枚目まで及び9枚目から12枚目までのそれぞれ一部	
		8枚目の内容の全て	
文書355		3枚目から7枚目まで及び9枚目から15枚目までのそれぞれ一部	
		8枚目の内容の全て	
文書364		3枚目から5枚目まで、8枚目、9枚目、11枚目、12枚目及び14枚目から16枚目までのそれぞれ一部	
		6枚目、7枚目、10枚目及び13枚目のそれぞれ内容の全て	
文書370		3枚目、4枚目及び6枚目から16枚目までのそれぞれ一部	
		5枚目の内容の全て	
文書375		2枚目から9枚目までのそれぞれ一部	

	文書 3 8 1	2 枚目から 6 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 3 8 7	2 枚目、5 枚目から 1 0 枚目まで及び 1 2 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目、4 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ内容の全て	
1 1	文書 3 0 8	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 2 9 4	1 枚目の一部	内線番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 5 5 0		
	文書 6 7 2		
1 3	文書 3 9 7	1 枚目の一部	政府部内における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、国の機
		2 枚目の内容の全て	
	文書 3 9 8	1 枚目から 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 3 9 9	1 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	

		2枚目、4枚目、6枚目及び8枚目から13枚目までのそれぞれ内容の全て	関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		7枚目の全て	
	文書401	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
		2枚目及び4枚目から10枚目までのそれぞれ全て	
	文書402	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書403	1枚目、4枚目、6枚目、9枚目及び12枚目のそれぞれ一部	
		2枚目、3枚目及び13枚目のそれぞれ内容の全て	
		5枚目、7枚目、8枚目、10枚目、11枚目及び14枚目のそれぞれ全て	
	文書405	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書406	全て	
	文書407	1枚目の一部	
		2枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書408	1枚目の一部	
		2枚目の全て	
	文書409	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書411	1枚目の一部	
		2枚目から11枚目	

		までのそれぞれ内容の全て	
文書 4 1 2		全て	
文書 4 1 3		1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ全て	
文書 4 1 4		1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
文書 4 1 6		1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 4 1 7		1 枚目の一部	
		2 枚目の全て	
文書 4 1 8		1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
文書 4 2 0		1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 0 枚目まで、1 2 枚目及び 1 5 枚目から 3 4 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		1 1 枚目、1 3 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ全て	
文書 4 2 1		1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 4 2 2		1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
文書 4 2 4		1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 4 2 5		1 枚目の一部	
文書 4 2 6		1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 3 枚目	

		まで及び 1 5 枚目から 2 5 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		1 4 枚目の全て	
	文書 4 2 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 2 8	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 3 0	1 枚目の一部	
		2 枚目から 7 枚目まで及び 9 枚目から 1 3 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		8 枚目の全て	
	文書 4 3 1	1 枚目の一部	
	文書 4 3 2	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 3	1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 7 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		4 8 枚目から 5 7 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 3 4	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 6	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ全て	
	文書 4 3 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	

	文書 4 3 8	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 9	1 枚目から 5 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 4 0	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 4 2	1 枚目の一部	
		2 枚目から 9 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 4 3	1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目まで及び 1 0 枚目のそれぞれ内容の全て	
		9 枚目の全て	
	文書 4 4 4	1 枚目の一部	
		2 枚目から 2 0 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 4 5	1 枚目の一部	
	文書 4 4 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 4 8	1 枚目の一部	
	文書 4 4 9	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 5 1	1 枚目の一部	
		2 枚目から 9 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 5 2	1 枚目の一部	
		3 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容	

		の全て	
		2枚目の全て	
	文書 4 5 3	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書 4 5 5	1枚目の一部	
		2枚目から 2 2枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 5 6	1枚目の一部	
		2枚目から 1 2枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 5 7	1枚目の一部	
		2枚目から 4枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 5 8	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書 4 6 0	1枚目の一部	
		2枚目から 1 0枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 6 1	1枚目及び 2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目から 1 1枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 6 2	1枚目の一部	
		2枚目から 4枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 6 4	1枚目の一部	
		2枚目及び 3枚目のそれぞれ全て	
	文書 4 6 5	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書 4 6 7	1枚目の一部	
		2枚目から 8枚目までのそれぞれ全て	

	文書 4 6 8	1 枚目の一部	
	文書 4 6 9	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て	
	文書 4 7 0	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 7 2	1 枚目の一部	
	文書 4 7 3	1 枚目から 5 枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書 4 7 4	1 枚目の一部	
2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て			
	文書 4 7 5	1 枚目の一部	
1 4	文書 4 5 9	2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特 定の個人を識別することがで きるとともに、国の機関の内 部における審議、検討及び協 議に関する情報であり、これ を公にすることにより、政府 が行う今後の安全保障政策等 の検討において、率直な意見 の交換が不当に損なわれるお それがあることから、法 5 条 1 号及び 5 号に該当するため 不開示とした。
1 5	文書 5 2 2	1 枚目から 4 枚目ま でのそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関 する情報であり、これを公に することにより、偽計等の対 象とされ、緊急時あるいは必 要な部外との連絡・調整に支 障を来すなど、当該事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開 示とした。
	文書 5 2 3	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部	
	文書 5 2 4	1 枚目から 3 枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書 5 2 5	1 枚目、2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一 部	
	文書 5 2 6	1 枚目から 3 枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書 5 2 7		
	文書 5 2 8		

文書 5 2 9	1 枚目から 4 枚目までのそれぞれ一部
文書 5 3 0	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部
文書 5 3 1	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部
文書 5 3 2	
文書 5 3 3	1 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 5 3 4	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部
文書 5 3 5	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部
文書 5 3 6	
文書 5 3 7	
文書 5 3 8	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部
文書 5 3 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 5 4 0	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部
文書 5 4 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 5 4 2	
文書 5 4 3	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部
文書 5 4 4	
文書 5 4 5	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部
文書 6 5 6	
文書 6 5 7	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部
文書 6 5 8	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部
文書 6 5 9	1 枚目の表外の一部
文書 6 6 0	
文書 6 6 1	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部
文書 6 6 2	
文書 6 6 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部
文書 6 6 4	
文書 6 6 5	1 枚目及び 2 枚目の

	文書 6 6 6	それぞれ一部	
	文書 6 6 7	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 6 8	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 6 6 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 7 0	1 枚目の表外の一部	
	文書 6 7 1	1 枚目から 4 枚目までのそれぞれ一部	
1 6	文書 6 5 9	1 枚目の表中の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 6 6 0		
	文書 6 7 0		
1 7	文書 6 1 5	1 枚目的一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 8	文書 6 7 9	全て	公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件名、件数等を含めて、これを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢
	文書 6 8 0		
	文書 6 8 1		
	文書 6 8 2		
	文書 6 8 3		
	文書 6 8 4		
	文書 6 8 5		
	文書 6 8 6		
	文書 6 8 7		
	文書 6 8 8		

	文書 6 8 9		力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 6 9 0		
	文書 6 9 1		
	文書 6 9 2		

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（開示すべき部分）

文書番号	開示すべき部分
文書 4 0 6	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
文書 4 5 5	2 枚目